

県内所在医療機関 御中

香川県健康福祉部感染症対策課長

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う
公費支援の公費負担者番号等について（通知）

新型コロナウイルス感染症対応につきましては、日頃より御尽力賜り、厚くお礼申し上げます。

このことについて、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけることとされたことから、公費対象の医療の範囲及び公費負担者番号等が、下記のとおり変更となりますので、お知らせいたします。

記

(1) 外来医療費

診断日	【変更前】～5月7日	【変更後】5月8日～9月30日
公費の範囲 (保険優先)	陽性確定診断後に、新型コロナウイルス感染症に関連するものとして医師等が実施した医療	新型コロナウイルス治療薬の薬剤費のみ（ラゲブリオ外6つの薬剤） 当該薬剤を処方する際の手技料等は対象外
公費負担者番号	28370609	28370807（治療薬）
受給者番号	9999996	9999996

(2) 入院医療費

入院日	【変更前】 ～4月30日	【経過措置】 5月1日～7日	【変更後】 5月8日～9月30日
公費の範囲 (保険優先)	コロナの療養期間中、全額公費 5月1日以降もコロナで継続入院している場合は、5月分レセプトは【経過措置】の取扱いになります。	コロナの療養期間中、全額公費 6月1日以降もコロナで継続入院している場合は、6月分レセプトは【変更後】の取扱いになります。	コロナの療養期間中、一部公費（※）
公費負担者番号	保健所毎の番号	保健所毎の番号	28370708（入院診療） 28370807（治療薬）
受給者番号	患者毎の番号	9999996	9999996

（※）新型コロナ治療薬の薬剤費は全額公費負担、入院医療費は高額療養費制度を通じた一部公費負担

(3) 検査

検査日	【変更前】～5月7日	【変更後】5月8日～
公費負担者番号	28370500（高松市以外） 28371508（高松市）	廃止
受給者番号	9999996	廃止

【参考：厚生労働省通知】

- ・「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う公費支援の費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」（令和5年3月20日付け保医発第0320第1号）

入院医療体制

5類移行に伴う入院医療費に対する公費支援の経過的な取扱い

※ 保険優先

保健所の入院勧告による入院期間の終期は、4月30日までとする。5月1日以降の期間については勧告を行わない。

5月1日

5月8日

6月1日

4月分レセプト

5月分レセプト

6月分レセプト

5類移行日

(A) 現行

① 4月30日までに入院

全額公費 ※

- ◆ 公費負担者番号
(従前どおりの保健所毎の番号)
- ◆ 受給者番号
(従前どおり患者毎に保健所から通知)

(B) 経過措置

① 4月30日以前から入院(5月1日以降もコロナ治療中)
② 5月1日～7日に入院

全額公費 ※

- ◆ 公費負担者番号
(従前どおりの保健所毎の番号)
- ◆ 受給者番号
9999996
(全国で統一の番号)

経過措置の対象となる入院は、5月末まで

(C) 見直し後

① 4月30日以前から入院(6月1日以降もコロナ治療中)
② 5月1日～7日に入院(6月1日以降もコロナ治療中)
③ 5月8日以降に入院

一部公費 ※

- ◆ 公費負担者番号
28370708 (入院診療)
28370807 (コロナ治療薬
入院・外来共通)
- ◆ 受給者番号
9999996
(全国で統一の番号)

6月以降の入院は、このパターンに一本化
9月末まで

高額療養費制度の自己負担限度額から減額措置後の自己負担額を引いた額又は、減額措置後の自己負担額を超える部分を公費支援